

(財)関税協会大阪支部研修会資料



品目分類について

(HS条約・通則・事前教示制度)

令和7年3月17日(月)
大阪税関業務部関税鑑査官

関税(customs duty)とは

関税は、輸入品に課せられる税

国家が法律又は条約により輸入貨物に課し、原則として、その貨物を輸入する者から徴収する租税(関税法第3条及び第6条)



租税法律主義

租税を課すには法律の定める規定による(憲法第84条)

関税額の計算

関税額 = 課税標準 × 関税率

(価格・数量(個数・重量・容量・面積等))

品目・原産地
によって異なる

関税定率法(課税標準及び税率)

第3条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

課税標準: 価格⇒従価税、数量⇒重量税、価格+数量⇒従価重量税

物品を、品目表の品目毎にその課すべき関税率あるいは関税率の上限を示した表(品目表+関税率)(関税定率法第3条別表)を基に、正しい分類を行い、計算する

関税率を知るには、まず品目の分類を知る必要がある

品目分類とHS条約

貨物が関税率表や統計品目表上の該当する箇所にあてはめるる作業を「**品目分類**」(または「**関税分類**」)という

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約
(通称:HS条約)

International Convention
on the **H**armonized Commodity Description and Coding **S**ystem



- ・1988年発効
- ・締約国は160カ国・地域及びEU(2024年7月現在)
- ・WCO(世界税関機構)が管理

- ①関税率の適用にあたり、統一性・透明性を確保する必要。
- ②国際関税交渉において対象品目の範囲・定義を明確に定める必要。

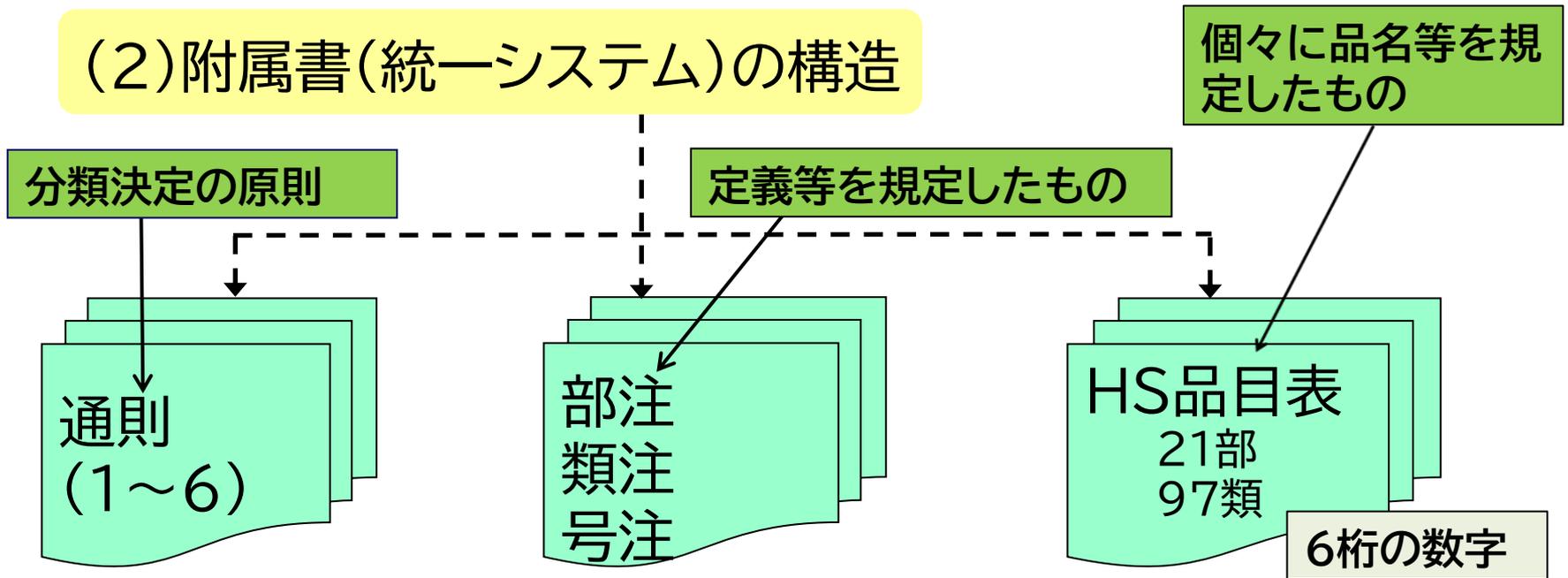
HS条約

HS条約

(1) HS条約の構造

- 本文
 - ・前文
 - ・第1条から第20条
- 附属書(統一システム)

(2) 附属書(統一システム)の構造



(その他、「統一システム解釈のための解説書」や「分類に関する意見書」により補足)

HS品目表

HS条約

時代の変化への対応

HS品目表は、時代の変化等に合わせて
概ね5年に一度改正

- ・技術革新による新規商品の登場
- ・国際貿易量の変化
- ・社会的要請

●過去の主な改正内容

- 1996年 オゾン層破壊物質、磁気カード等の明確化
- 2002年 デジタルカメラ、廃棄物等の明確化
- 2007年 マグロ、農薬、ハイテク関連機器等の明確化
- 2012年 リチウムイオン蓄電池、バイオディーゼル等の明確化
- 2017年 ハイブリッド車、ノンアルコールビール等の明確化
- 2022年 加熱式たばこ等、無人航空機(ドローン)等の明確化



HS条約と関税率表の関係

	世界での統一基準	日本
根拠	HS条約	関税定率法
品目表	附属書(統一システム)の HS品目表	別表 関税率表
解説書	Explanatory Notes(E. Notes)	関税率表解説
意見書	Classification Opinions(OP)	分類例規

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

第2部 植物性生産品

第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)

第1類	動物(生きているものに限る。)
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんぎつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第15類	動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第16類	肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)

実行関税率表
輸出統計品目表

第5部 鉱物性生産品

第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第26類	鉱石、スラグ及び灰
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第29類	有機化学品
第30類	医療用品
第31類	肥料
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第34類	せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第37類	写真用又は映画用の材料
第38類	各種の化学工業生産品
第39類	プラスチック及びその製品
第40類	ゴム及びその製品

第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

第11部 紡織用繊維及びその製品

第41類	原皮（毛皮を除く。）及び革
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第44類	木材及びその製品並びに木炭
第45類	コルク及びその製品
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第49類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第50類	絹及び絹織物
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第52類	綿及び綿織物
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物
第56類	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第57類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第15部 卑金属及びその製品

第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第65類	帽子及びその部分品
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第69類	陶磁製品
第70類	ガラス及びその製品
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第72類	鉄鋼
第73類	鉄鋼製品
第74類	銅及びその製品
第75類	ニッケル及びその製品
第76類	アルミニウム及びその製品
第77類	(欠番)
第78類	鉛及びその製品
第79類	亜鉛及びその製品
第80類	すず及びその製品
第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第82類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第83類	各種の卑金属製品



第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第20部 雑品

第21部 美術品、収集品及びこつとう

第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	
第89類	船舶及び浮き構造物	
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	
第91類	時計及びその部分品	
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品	
第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	
第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	
第95類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	
第96類	雑品	
第97類	美術品、収集品及びこつとう	

関税率表の構造

HS条約に基づく 日本における品目表⇒関税率表（関税定率法別表）

部

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、～～

類

第22類 飲料、アルコール及び食酢

項（4桁）

号（6桁）

国内細分

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率	
番号 H.S.code			基本 General	暫 Temp
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		
	100	1 砂糖を加えたもの	22.4%	
	200	2 その他のもの	16.0%	
		その他のもの		
2202.91		ノンアルコールビール		

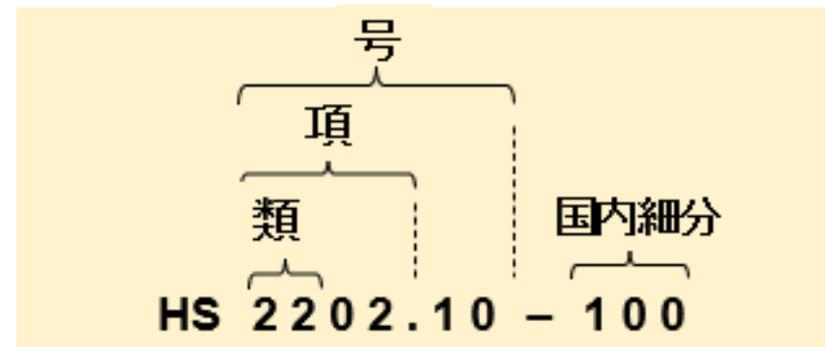
※補足(日本は輸出税がない)

→税率が不要

→主に統計、他の法令で利用される

→関税率表ではなく「統計品目表」という

→国内細分は、輸入と輸出で異なる



分類を決定する手順

(1) 物品の把握

- ・分類したい物品の原材料や形状(性状)、構造、用途等を確認します
分類したいものは何であるか
何からできているのか、その構成割合は？
どのようにして使用するのか

(2) 候補となるHS4桁(項)の特定

- ・分類の候補となる項(4桁)を特定し、関連する部、類の注を確認します

(3) 分類の決定

- ・項を決定します
4桁め以降も、同じ水準(5桁、6桁)で比較して分類していきます

関税率表の解釈に関する通則

(関税率表上における所属の解釈の基本)

HS条約のHS品目表の「統一システムの解釈に関する通則」(条約附属書の冒頭)と同じ

通則1 基本原則

通則2 項の範囲を拡大する規定

通則3 複数の項に属する場合の所属決定

通則4 該当する項が見当たらない場合の所属決定

通則5 収納容器、包装材料、包装容器

通則6 (項のなかでの号の決定方法)

◆ 6つのルールで構成(通則 1~6)

◆ 通則1~5は、4桁(項)の所属を決定

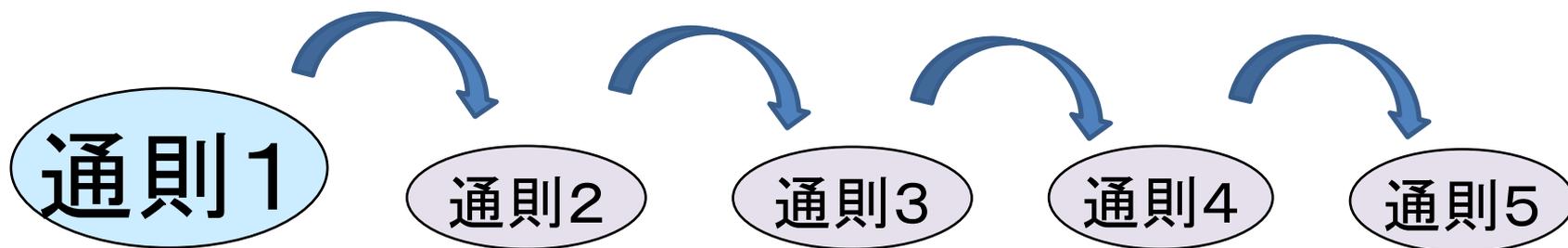
◆ 通則6は、6桁(号)の所属を決定

◆ 通則1から順番に適用を検討する

通則1(基本原則)

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては 物品の所属は、項の規定及びこれに係る部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

- ・ 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたもの
- ・ 所属の決定は、項の規定・部又は類の注の規定に従う
- ・ 項又は注に別段の定めがある場合を除き、通則2～5の原則に従う



- ・ 通則1から順番に適用を検討する
- ・ 通則1で分類が困難な場合は、通則2、3、4又は5の規定に従って分類する

通則1

注と備考の規定

「注」は、項又は号の範囲、項又は号間の関連、優先順位の明確化のために設けられているもので、各部及び各類の表の前に記載されている

「備考」は、通則と一部の部及び類の末尾にあり、HS品目表には含まれず、我が国が独自に設けたもの

記載例

- ・「この部(類、号)には次の物品を含まない。」
- ・「〇〇には△△を含む。」
- ・「第〇〇項には△△のみを含む。」
- ・「〇〇の物品は第〇〇項に属する。」
- ・「〇〇は△△とみなす。」
- ・「……において〇〇とは、△△をいう。」

◆ ポイント!

「この表において…」

関税率表すべての類(1~97類)に及ぶ規定

すべての類に記載されているとは限らない。

関税率表全体の読み込みが必要。15部 注4にもあり

「この部において」など及ぶ範囲を読み落とさないことが重要

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

注

- 1 この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。
- 2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

備考

- 1 第1類及び第2類において馬には、しま馬を含まない。
- 2 第1類から第16類までにおいて牛には、水牛を含み、豚には、いのししを含む。

通則2(適用の範囲を拡大)

通則2(a) 未完成・未組み立てのものに関する規定

通則2(a)

各項に記載するいずれかの物品には、**未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、**

また、完成した物品(この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。)で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。

◇輸送や製造上の都合で、未完成のままのものでも、完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成品と同じ税番となる

(例)

- ・タイヤのない自動車・・・第87.03項(自動車)
- ・サドルのない自転車・・・第87.12項(自転車)
- ・弦のないバイオリン・・・第92.02項(バイオリン)



◆ ポイント!

第1部(動物)～第6部(化学工業の生産品)には未完成・半製品の規定を通常適用しない(関税率表解説 通則2(a)(Ⅲ))

◇未組立及び分解してあるものも、完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成品と同じ税番となる



(例)

- ・組立てていないキャビネット・・・第94.03項
- ・分解してあるクレーン・・・第84.26項
- ・上記記載のサドルのない自転車を分解してあったとしても・・・第87.12項(自転車)

通則2(b) 二以上の材料又は物質から成る物品に関する規定

通則2(b)

各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、
また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。
二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

特定の材料または物資が記載されている項、特定の材料または物質からなる物質であることを示す記載のある項に適用（例えば 76.15項）



統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S.code		
76.15		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）

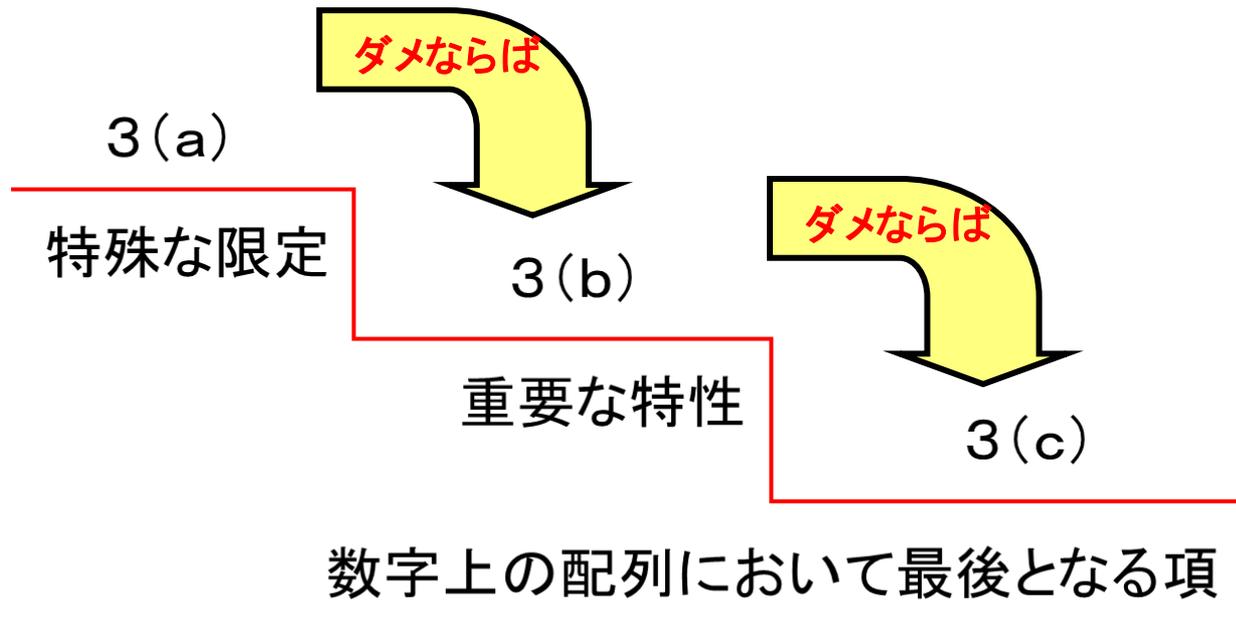
項の範囲を拡大して、
同項に記載の材料または物質以外のものを
混合または結合した物品もそのHSにあてはめることができる

ただし通則1の規定により、項あるいは部注または類注に別段の定めがない場合に限る

通則3（複数の項に属する場合の所属の決定）

2(b)の規定の適用により又は他の理由により**物品が二以上の項に属するとみられる場合**には、次に定めるところによりその所属を決定する。

通則1で分類できない
つまり、税番がはっきりと1つに決まらない時



通則3(a) (特殊な限定)

最も特殊な限定をして記載している項が、これよりも一般的な記載している項に優先する。

ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(前段) 特殊な限定

例:自動車専用のじゅうたん

タフトしたじゅうたんで自動車用と認定できるもの 57.03項

車用のじゅうたんは、自動車用の付属品(87.04項)でもあるが、「付属品」は多様なものが含まれる

(後段) 混合物・結合物品の構成材料、小売用のセットの一部のみについて記載されている場合

→ 特殊な限定をしていても、通則3(a)は適用できず、3(b)を適用する。

通則3(b) (重要な特性)

混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、

当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(客観的基準)

- ・材料もしくは構成要素の性質(重量、厚さ、数量、価格など)

(抽象的基準)

- ・物品を使用する際の構成材料の役割

通則3(c) (数字上の配列)

(a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち**数字上の配列において最後となる項に属する。**

◆ ポイント!

「通則3」は、項の規定及び、部又は類の注の規定において別段の定めがない場合にのみ適用される。
類注などに規定があれば、注の規定を優先

◎適用の原則

- ・通則3(a)→(b)→(c)の順に検討
- ・通則1～3で分類できない時には通則4へ

通則3(b)適用例

物品の重要な特性を与えている材料又は構成要素からなるものとして所属(項)を決定

異なる構成材料の例 (3926.90)写真アルバム

16×18.5×6.5cm

裏表紙:模造スウェードで被覆した繊維版

表紙:ガラス製の保護窓、木製の写真立て

写真の収納部分:プラスチック製ポケット

金属製のねじで背表紙・表表紙に取り付けられたもの

写真を入れるプラスチック部分に重要な特性がある
(通則3(b))



(1902.20)えびワントン(セット)

シュリンプを詰めた pasta(えびワントン)と小袋入り粉末スープから成るセット。冷凍。

小売用の紙容器に入られている。水と混ぜた粉末スープにワントンを入れ、加熱調理して食する。

えびワントンに重要な特性がある (通則1、通則2(b)、通則3(b))

通則3(b)補足

小売用のセット

- (a) 異なる項に属するとみられる二以上の異なった物品から成るもの
- (b) ある特定の必要性を満たすため又はある特定の活動を行うため、共に包装された産品又は製品から成り、かつ
- (c) 再包装しないで、最終使用者に直接販売するのに適した状態

「小売」には、更に製造し、調製し、再包装し、又はその他の物品と組み合わせ若しくは、組み込んだ後に再販売することを意図した物品の販売を含まない。

小売用セット例

- 牛肉入りのパンのサンドイッチ(16.02)と
ポテトチップス(20.04)を一緒に包装したセット → 16.02
- 生スパゲッティ(19.02)、すりおろしチーズ(04.06)、
トマトソース缶(21.03)が紙箱に入ったもの → 19.02
- 理髪用セット→85.10
バリカン(85.10)、ブラシ(96.03)、くし(96.15)、はさみ(82.13)タオル(63.02)、プラスチック製ケース(39.26)

小売用セットにならない例

- ×フォンデュ用6本のフォークセット(同じもの6本)
- ×缶詰セット
シュリンプの缶詰(16.05)、レバーパテの缶詰(16.02)、
チーズの缶詰(04.06)、薄切りベーコンの缶詰(16.02)
及びカクテルソーセージの缶詰(16.01)
- ×ガラス瓶に詰めた可溶性コーヒー(21.01)、陶磁製のカップ(69.12)及び陶磁製の受皿(69.12)をともに板紙製の箱に入れて小売用にしたもの

通則3(c)例

男子用リバーシブルジャンパー

表：編物衣類 (61.01)、裏：織物製衣類 (62.01) → 等しく重要 → 配列上の後ろの項 62.01

通則4(属する項がない場合)

通則1～3により所属を決定することができない場合は、
最も類似する物品が属する項に分類！

※ 類似性は、品名、性質、用途等多くの要素によって決定される



通則5(容器・包装材の取扱い)

通則5(a)

前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で**特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。**

ただし、この(a)の原則は、**重要な特性を全体に与えている容器**については、適用しない。

(例1)指輪のケース(商品とともに提示されるもの)

中身の指輪(第71.13項)で一括分類。
ケースだけ分けたりはしない。



(例2)お茶の葉を入れた銀製の茶筒

茶と容器を分離→09.02項と71.15項に分けて分類する。

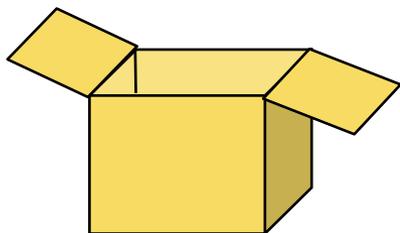


通則5(容器・包装材の取扱い)

通則5(b)

(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に**通常使用する包装材料及び包装容器**は、当該物品に含まれる。

ただし、**反復使用に適することが明らか**な包装材料及び包装容器については、適用しない。



(例1)段ボール箱
中身で一括分類。包装容器だけ分けたりはしない。

(例2)水素ガスが入った鉄鋼製のボンベ
水素ガスとドラムを分離→28.04項と73.11項
に分けて分類する。



通則6(号の分類)

この表の適用に当たっては、項のうちの**いずれの号に物品が属するかは**、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、**前記の原則を準用して決定するものとし**、この場合において、**同一の水準にある号のみを比較**することができる。

この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S.code		
同一水準		ゴルフクラブその他のゴルフ用具
	9506.31.000	クラブ（完成品に限る。）
	9506.32.000	ボール
	9506.39.000	その他のもの
同一水準		ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）
	9506.61.000	テニスボール
	9506.62.000	空気入れ式のもの
	9506.69.000	その他のもの

比較できない

関係する部又は類の注も、号の規定や号の注と矛盾がない限りにおいて適用される

税関ホームページ（品目分類関係）



税関
(Japan Customs)
www.customs.go.jp



①品目分類について調べたい
クリック！

②品目分類トップページ
クリック！

②



ホーム > 輸出入手続 > 品目分類

品目分類

お知らせ

- 2025年1月1日 「NACCS用品目コード（2025年1月1日更新版）」を掲載しました。
- 2024年12月16日 資料「品目分類とHS」を掲載しました。
- 2024年11月6日 動画「EPAの利用に向けて（HSコード）」を掲載しました。

主要コンテンツ

実行関税率表
(輸入統計品目表)

輸出統計品目表

関税率表解説
・分類例規

品目分類のための資料
を検索する

事前教示回答（品目分類）
を検索する

品目分類のための資料検索

関税率表解説
国際分類例規
国内分類例規

事前教示回答を
検索する

その他のコンテンツ

HS
CODE
品目分類・HS
について知りたい

HS改正
について知りたい

資料
を参照したい

事前教示制度
について知りたい

品目分類に関する
お問合せ



事前教示回答を検索する

現在位置：[ホーム](#) > [輸出入手続](#) > 事前教示回答（品目分類）

事前教示回答（品目分類）

事前教示回答（品目分類）では、公開可能な事前教示回答の内容（一般的品名、税番、貨物概要等）が検索できます。

▶ [事前教示回答（品目分類）検索画面へ](#)

▶ [検索キーワード集](#)

それぞれの項目には、以下の情報が表示されます。

事前教示回答項目

登録番号	事前教示回答書の登録番号
税関	事前教示回答を行った税関
処理年月日	事前教示回答書の作成処理が終了した日付
一般的品名	照会貨物の一般的な品名
税番	照会貨物の税番（9桁から成ります。）
関税率	処理年月日の属する年度（もしくは暦年）の関税率（年度（もしくは暦年）によって、税率が異なる場合があります。）協定税率の（ ）内の税率は、関税と日本国政府又はその代行機関が徴収する額との合計、又は、関税と調整金の合計を示しています。
内国税率	処理年月日の属する年度の内国税率（年度等によって、税率が異なる場合があります。）
貨物概要	事前教示照会のあった貨物の概要（性状、製法、成分割合等）
分類理由	上記税番に分類される理由
法令	税関限りの意見に基づく他法令に係る情報 (正式な回答を要する場合には、主管官庁に必ず照会して下さい。)

▶ [関税分類の問合せ先一覧](#)

財務省関税局・税関の組織

- ▶ [財務省関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)

関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特殊関税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価（関税局・税関関連）](#)
- ▶ [国際機関（WTO・WCO）](#)
- ▶ [地域協力（APEC）](#)
- ▶ [経済連携協定（FTA/EPA）](#)
- ▶ [税関相互支援協定（CMAA）](#)

税関手続き

現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > 品目分類キーワード検索画面

品目分類検索

[事前教示回答事例（品目分類関係）の検索ページへ](#)

※ 検索対象コンテンツを選択してください。

輸入 輸出

▶ 「輸入」は、実行関税率表、即注類注、関税率表解除・分類例規、輸入貨物の品目分類事例 が検索対象です。

▶ 「輸出」は、輸出統計品目表、即注類注、関税率表解除・分類例規 が検索対象です。

[▶ 検索方法について確認する](#)

※ 検索条件（検索キーワード）を入力してください。

全ての語を含む ▼

▶ 上部の選択した検索対象コンテンツを対象にしてキーワードが含まれている情報が検索されます。

▶ 複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース（空白）を挿入してください。

▶ 複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を選択してください。

※ 検索条件（税番）を入力してください。

~

▶ 実行関税率表、輸出統計品目表を対象にして、該当する税番が含まれている情報が検索されます。

▶ 検索キーワードを入力した場合は、検索キーワードおよび税番を含む情報が検索されます。

▶ 統計品目番号の上位2桁、上位4桁、上位6桁、全9桁の何れも指定できます（両方の欄に入力する場合は桁数を一致させてください）。

※ 検索対象日時を指定してください。

時点

▶ 入力した時点の最新版から過去に遡って検索し、一番新しいものが表示されます。

▶ 関税率表解除・分類例規、輸入貨物の品目分類事例は常に最新版が表示されます。

検索

リセット

品目分類キーワード検索

関税分類検索 検索条件のポイント

1. 入力のヒント

関税分類検索機能を使用する際に、どのように入力すればいいのかを簡単にご説明します。

2. 検索キーワード集

キーワード検索に入力する際の参考として、関税定率別表及び関税率表解説で使用さ

れる語句をご紹介します。

- > [あ行](#)
- > [か行](#)
- > [さ行](#)
- > [た行](#)
- > [な行](#)
- > [は行](#)
- > [ま行](#)
- > [や行](#)
- > [ら行](#)
- > [わ行](#)

タリフ、法に記載した言葉が検索でHITします
 (一般的な名称) (タリフ表現)
 インゲン豆 いんげん豆
 オリーブオイル オリーブ油
 置き物 置物
 グルコース ぶどう糖
 ココナッツ油 やし油
 シリコン シリコーン
 煙草 たばこ 等

1. 入力のヒント

検索条件 (検索キーワード) を入力する場合

自由にキーワードを入力することができます。

検索対象コンテンツ「輸入」「輸出」ごとに設定された、すべての情報を検索します。

○ポイント

- ・数字も入力可能ですが、実行関税率表や輸出統計品目表を調べたい場合は、検索条件 (税番) に入力してください。

検索条件 (税番) を入力する場合

統計品目番号の上位 2 桁、上位 4 桁、上位 6 桁、全 9 桁を入力してください。

検索対象コンテンツで「輸入」を選んだ場合は実行関税率表を、「輸出」を選んだ場合は輸出統計品目表を検索します。

○ポイント

- ・左欄のみに入力して検索することも可能です。

(例: 03, 1201 など)

※ 検索条件 (税番) を入力してください。

~

- ・範囲指定する場合は、両方の欄に同じ桁数で入力してください。

(例: 2201~2204, 490110~490900 など)

※ 検索条件 (税番) を入力してください。

~

注意! 指定した範囲が広いと検索できない場合があります。その場合は条件を変更してください。

検索条件 (検索キーワード) と検索条件 (税番) の両方に入力する場合

実行関税率表、輸出統計品目表については、検索条件 (検索キーワード) と検索条件 (税番) を含む情報が検索されます。

それ以外の情報 (部注類注、関税率表解説・分類例規、輸入貨物の品目分類事例) は、検索条件 (検索キーワード) を含む情報が検索されます。

1桁の数字の類は
 ゼロをつけてください
 3類→03

2. 検索キーワード集

補足

「関税分類検索」のキーワード検索機能では、原則、関税定率別表及び関税率表解説の語句を用いていることから、一般的な名称で検索してもヒットしない場合がございます。(例えば、『じゃがいも』は、『ばれいしょ』と表記しております。)

従いまして、一般的な名称で検索してもヒットしない場合、「検食用キーワード」列の語句を用いて検索いただきますようよろしくお願いいたします。

お調べになりたい用語の頭文字からお探しいたします。

- > [あ行](#)
- > [か行](#)
- > [さ行](#)
- > [た行](#)
- > [な行](#)
- > [は行](#)
- > [ま行](#)
- > [や行](#)
- > [ら行](#)
- > [わ行](#)

事前教示制度（品目分類）について

事前教示制度とは

関税の課税の多様性、新規商品についての税表分類の技術的困難性を考慮し、適正かつ円滑な納税を確保するため導入された**輸入者のための制度**（関税法第7条第3項）

事前教示制度の種類

- **口頭**(含、eメール)による照会
- **文書**(照会書:税関様式C第1000号)による照会

事前教示の**対象外**貨物

- 架空貨物（例えば・・・はダメ）
- 不服申し立てや訴訟等の紛争中の貨物
- **輸入申告中の貨物**

《参考》品目分類協議

輸入申告された貨物の税番に疑義がある場合に、申告部門の統括審査官等が首席関税鑑査官に協議して処理するのが『品目分類協議』です。
(関税法基本通達7-22)

輸入者の皆様へ

迅速な輸入通関と、
関税分類の正確性を期すために…



「文書による事前教示」とは？

輸入を予定している貨物の関税分類を文書で照会し、文書で回答を受けることができ、輸入者の方にとっては様々なメリットのある制度です。例えば…

- 事前の計画性
事前に関税の税番・税率がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなる。
- 迅速な通関
輸入貨物の税番・税率について事前に回答を受けることにより、輸入時の貨物の通関・引取りが早くなる。
- 分類の安定性
文書による照会の回答内容は、照会された貨物の輸入通関審査に際して、**発出日から3年間尊重**される。
- 分類の公平性
文書による照会の回答内容は、すべて登録番号で管理されているので、**全国どこで輸入申告されても、通関審査に際して尊重**される。

メールによる照会についてお願い

- ◎ 添付される資料については、税関における情報セキュリティ対策の関係から、拡張子が**ZIP、LZH等の圧縮ファイル**、ワード、エクセル形式で**マクロ機能**を有するファイルは開くことができません。
 - ①資料のファイル形式が、
 - ⇒ **PDF**ファイル、**WORD**ファイル、**EXCEL**ファイル、**TEXT**ファイル
JPGファイル若しくは**JPEG**ファイルであるものにしてください。
 - ②お問い合わせのメールには、**必ず会社名、担当者名、連絡先の電話番号等を記載**してください。
 - ③メールソフトにOutlookを使用している場合に、書式設定がリッチテキストで添付ファイルを送信すると、受信側(税関)で添付ファイルを開けない場合がありますので、メール作成画面で書式設定をテキスト形式、HTML形式に設定のうえ送信ください。
- ◎ 照会商品について、HP等アドレスのリンクを記載されている場合がありますが、セキュリティ対策の関係から税関では閲覧することができませんのでご了承ください。

文書事前教示の手続き

「事前教示に関する照会書(税関様式C第1000号)」(税関ホームページで入手可)に必要な事項をご記入のうえ、貨物の見本や写真・図面・説明書などの参考資料等と共に提出していただきます。

提出先 各税関(関税鑑査官)

※ 補足説明、追加資料の提出を求められることがあります。詳細は担当にご相談ください

各税関 関税鑑査官	電話	メールアドレス
函館税関	0138-40-4716	hkd-gyomu-kansa@customs.go.jp
東京税関	03-3529-0700	tyo-gyomu-info@customs.go.jp
横浜税関	045-212-6156	yok-kansakan@customs.go.jp
名古屋税関	052-654-4139	nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp
大阪税関	06-6576-3371	osaka-bunrui@customs.go.jp
神戸税関	078-333-3118	kobe-bunrui@customs.go.jp
門司税関	050-3530-8373	moji-kansakan@customs.go.jp
長崎税関	095-828-8669	nagasaki-kansakan@customs.go.jp
沖縄地区税関	098-862-8692	oki-9a-bunrui@customs.go.jp

ご清聴ありがとうございました

大阪税関業務部関税鑑査官

〒552-0021

大阪市港区築港4-10-3 (大阪港合同庁舎2F)

TEL :06-6576-3371(代表)

FAX:06-6576-3170

mail:osaka-bunrui@customs.go.jp